

一般社団法人MyDataJapan 定款

2019年 5月 1日作成 2019年 8月29日改定 2020年10月21日改定



一般社団法人MyDataJapan 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人MyDataJapanと称し、英文では、MyDataJapanと表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、公正で持続可能な社会を実現するため、パーソナルデータに関する個人中心のアプローチを推進し、個人をエンパワーすることを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 会議、イベントの開催、出版、広報等を通じた啓発活動事業
 - (2) パーソナルデータに関する政策、法令、自主規制、規格等の提言事業
 - (3) 個人中心のアプローチによるパーソナルデータ利活用サービスの創出支援事業
 - (4) パーソナルデータを個人中心で流通させるための技術の調査・研究・実証事業
 - (5) パーソナルデータを巡る法的課題や国際連携等に関する調査・研究事業
 - (6) 教育及び研修事業
 - (7) 出版及びコンテンツ作成事業
 - (8) コンサルティング事業
 - (9) データの利活用に関する倫理審査業務
 - (10) 物品の製造販売、ライセンスの設定・許諾に係る事業
 - (11) 資格の認定事業
 - (12) 関連組織との連携事業
 - (13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(定款施行規則)

第5条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会にて定める。

(規則等の制定及び改正)

第6条 前項の規則の制定、改正及び廃止は、法令及びこの定款に定めるものを除き、理事会の決議により行う。

第3章 会員

(会員の構成)

第7条 当法人に次の会員を置く。



- (1) 法人会員
- (2) 個人代表会員
- (3) 法人賛助会員
- (4) 個人会員
- (5) 特別会員
- 2. 前項(1) および(2) に定める会員(以下「正会員」という。)をもって、一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とす る。
- 3. 第1項(3)、(4)、(5)に定める会員の定義及び有する権限については、別途社員総会の定める規則によるものとする。

(会員の資格の取得)

- 第8条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込み、理事会または理事会の指定する委員会の承認を得なければならない。
- 2. 前項に規定する承認は、社員総会において別に定める規則に定める基準によるものと し、承認後速やかにこれを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別途社員総会の 定める規則により、入会時に入会金を、及び毎年会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第11条 正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当 該会員を除名することができる。
 - (1) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又はこの定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 第13条第1項の権利の制限又は停止の決定に従わないとき。
 - (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2. 正会員以外の会員に対する除名のために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3. 前2項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。
- 4. 第1項及び第2項の規定により会員を除名したときは、当該会員名の公表の措置をとることができる。

(会員の資格喪失)

- 第12条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その 資格を喪失する。
 - (1) 第9条の納入義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員の同意があったとき。
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人その他の団体が解散したとき。
- 2. 会員が、前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。



- 3. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 4. 正会員でない会員の資格喪失については、別途理事会の定める規則において定めることができる。

(権利の制限又は停止)

- 第13条 当法人は、正会員が法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は この定款その他の規則に違反した場合には、当該正会員に対して当該違反事由を示し 弁明の機会を与えたうえで、理事会の決議により、この定款に定める当該正会員の権 利の制限又は停止を行うことができる。
- 2. 前項の規定により正会員の権利の制限又は停止を行った場合には、当該正会員名の公表の措置をとることができる。

(当法人の名称の使用制限)

第14条 会員は、当法人の承認を受けないで当法人の名称を使用してはならない。

(会員名簿)

第15条 当法人は、正会員の氏名又は名称及び住所等を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会費の額
 - (2) 正会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

- 第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
- 2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することがで きる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。



(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第22条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席 した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2. 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

- 第24条 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2. 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、3名以内を常務理事として選任することができるものとする。
- 3. 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任等)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執 行する。
- 2. 理事長、副理事長および常務理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務を執行する。
- 3. 理事長、副理事長および常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、 自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関す



- る定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3. 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 4. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5. 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第31条 当法人に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。
- 2. 顧問は、学識経験者又は実務経験者の中から、理事会において選任する。
- 3. 顧問は、当法人の業務運営に関し理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べる。
- 4. 顧問に対しては、理事会において別に定める支給基準に従い、顧問料を支払うことができる。
- 5. 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 当法人に、理事会を置く。
- 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長および常務理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会に付議すべき事項の決定

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決



議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会等

(委員会)

- 第38条 当法人に、理事会の決議により、委員会を置くことができる。
- 2. 委員会は、理事会の諮問に応じて調査審議し理事会に報告又は意見を述べることができる。
- 3. 委員会の委員は、正会員の会員代表者又はこれに準ずる者から、理事長が理事会の決議を得てこれを選任する。
- 4. 委員会に特別委員を置くことができる。
- 5. 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 財産及び計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時 社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類につい ては承認を受けなければならない。
- 3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び 会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。



(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第45条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公 益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は 国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

- 第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が、理事会の決議を得て任免する。
- 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報による。

第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 太田 祐一 設立時理事 伊藤 直之 設立時理事 青栁 伸宏 設立時監事 日置 巴美



(設立時の代表理事)

第51条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 太田 祐一

(設立時社員の名称及び住所)

第52条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都千代田区神田練塀町3番地 インテージ秋葉原ビル 株式会社インテージ

東京都千代田区飯田橋二丁目4番3号 グリーンウィロー株式会社

(定款に定めのない事項)

第53条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上